

桶屋事務所だより



編集 発行人
桶屋税理士事務所
 税理士 **桶屋泰三**
 〒930-0096
 富山市舟橋北町7-15
 TEL 076(441)2322・FAX 076(441)1999
<http://okeya.zei-mu.jp>

社員旅行にかかる 費用の課税上の取扱い

問 当社では、従業員の慰安と親睦を兼ねて毎年一回、社員旅行を実施しています。今年は二泊三日の日程で、グアムに行く予定です。旅行代金は全額当社が負担します。全員参加が原則です。

ですが、業務の都合上、参加できないものが数名あります。その数名の従業員に対して、旅費相当額を現金で支給しようと思いましたが、この場合、課税上どのように取り扱われますか。

答 会社が負担する社員旅行にかかる費用については、次の要件を満たす場合には、福利厚生費として損金の額

に算入することができません。(イ)その旅行に要する期間が四泊五日(目的地が海外の場合には、目的

地における滞在日数による。)以内のものであること。

(ロ)その旅行に参加する従業員等の数が全従業員等(工場、支店等で行う場合には、その工場、支店等の従業員等)の五〇%以上であること

不参加者がいる場合の、その者に現金で支給する旅費相当額についての取扱い、その旅行に参加しない理由によって異なります。本問は次の(一)に該当します。

(一)業務上の都合により参加できない場合
 その不参加者に対して支給する旅費相当額はそ



の者に対する給与として所得税が課税されます。

他の参加者については、現金支給はないので給与として課税されることはありません。

(二)自己都合により参加しない場合

不参加者については、(一)の場合と同様です。ただし、参加者に対しても、現金支給を受けてい

ませんが、その旅費相当額が給与として取り扱われ、所得税が課税されることとなります。これは自己都合の不参加者に対してまで金銭を支給するということは、その旅行に参加するか又は参加しないで金銭の支給を受けるかは従業員が選択できるということであり、この場合には参加不参加に関わらず、旅費相当額について一律に従業員に対する経済的利益の供与があったものとして所得税を課税するという趣旨からきていると考えられます。

このように不参加者に対する金銭の支給についてはその不参加の理由が業務上の都合なのか自己都合(参加不参加の選択が可能)なのかによって参加者に対する課税関係まで影響しますのでご注意ください。

平成21年、22年に取得した場合に2つの特例

土地税制改正のポイント

土地取引が急減し、景気悪化の一因とされていることから、景気回復期間中に土地需要を喚起するための特別措置として次の二つの制度が平成二十一年度税制改正で創設されています。

1 長期譲渡所得の一千万円特別控除

個人が、平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの間に取得をした国内にある土地等で、その年一月一日において所有期間が五年を超えるものの譲渡をした場合には、その年中の当該譲渡に係る譲渡所得の金額から一千万円（当該譲渡所得の金額が一千万円に満たない場合には、当該譲渡所得



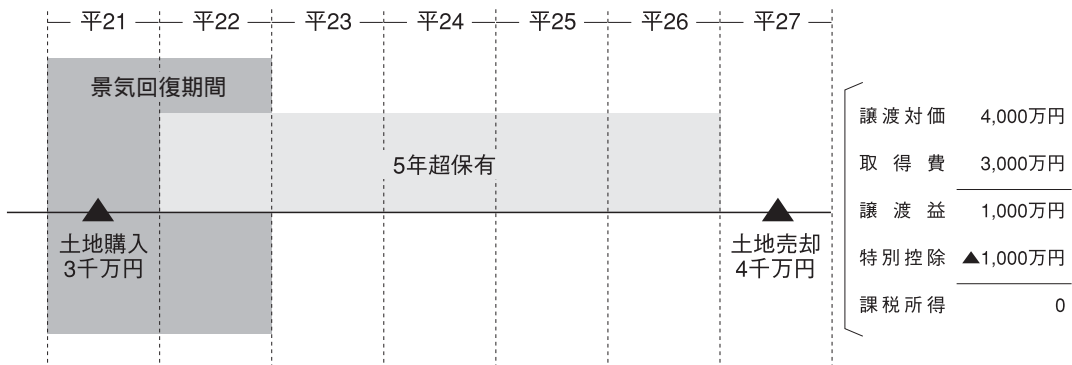
の金額)が控除されます。

例えば、図表1に示すように平成二十一年九月に三千万円で取得した土地を五年を超えて所有した後、二十七年二月に四千万円で譲渡したとすれば、一千万円の譲渡益が発生することになります。今回の措置により、特別控除一千万円が控除され、譲渡所得は生じないこととなります。

この場合、譲渡所得が生じないとしても、所得税確定申告書にその旨の記載及び証明書類の添付が必要となります。

なお、法人についても、同様の措置が講じられていますが、土地等が棚卸資産である場合には、特別の適用はありません。

図表1



2 先行取得をした場合の課税の特例

平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの期間内に土地等を取得した法人については、その土地等の取得価額を限度として、その取得の日を含む事業年度終了の日後十年以内に他の土地等を売却して譲渡益が発生しても、譲渡益の八〇%（平成二十二年に取得した土地等の場合については六〇%）を取得価額から減額することで圧縮記帳し、課税を繰り延べることができる特例制度が創設されました。

この特例を適用するためには、取得の日を含む事業年度の確定申告書の提出期限までにこの特例の適用を受ける旨の届出書を提出しなければなりません。

個人事業者についても同様の措置が手当てされていますが、個人事業者・法人とも土地が棚卸資産である場合には、特例の適用はありません。

【設例・図表2の解説】

平成二十五年度のB土地譲渡

益二〇億円は、四億円に圧縮されていますが、これはあくまで課税の繰り延べですから、A土地を売却した場合には、その時点で繰り延べされた譲渡益に対して課税が行われることになります。

もし、平成三十年にA土地を購入時と同じ二五億円で売却したとすれば、A土地の税務上の帳簿価額は圧縮後の九億円となっているので、一六億円の譲渡益が発生します。

なお、圧縮記帳の方法としては、帳簿価額を損金経理によって減額する方法と、帳簿価額を減額することに代えて積立金として積み立てる方法、いずれかによることとされています。

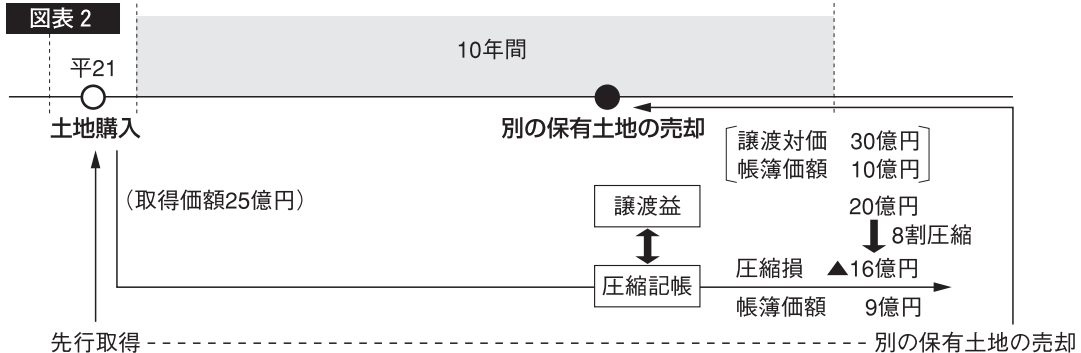


設例

甲社（10月決算法人）

- ・平成21年7月にA土地取得...取得価額25億円
- ・平成21年10月期の申告書提出期限（平成21年12月末日）までに、特例の適用を受ける旨の届出書を提出
- ・平成25年5月にB土地（帳簿価額10億円）を売却...売却価額30億円（譲渡費用0円）
- ・平成25年10月期におけるB土地の譲渡益...30億円 - 10億円 = 20億円
- ・圧縮限度額...20億円 × 80% = 16億円
- ・圧縮後のB土地の譲渡益...20億円 - 16億円 = 4億円
- ・A土地の圧縮額...取得価額25億円 > 16億円 16億円
- ・A土地の圧縮後の帳簿価額...25億円 - 16億円 = 9億円

図表 2



(出典:国土交通省「平成21年度国土交通省 税制改正要望主要項目 結果概要」)

個人が上場株式等に係る 配当を受けた場合

現在、上場株式等に係る配当所得の課税については、次のような選択が可能となっています。

総合課税または申告分離課税により確定申告をすること。

確定申告不要制度により確定申告をしないこと。

総合課税とは、給与所得などの他の所得と合算して各人の所得金額に応じて5%から40%の累進税率で所得税を計算する方法です。総合課税の場合、一定の場合を除き配当控除の適用を受けることができます。

申告分離課税とは、給与所得などの他の所得とは分離して、配当所得（大口株主等が受けるものを除く）のみに対して所得税7%（地方税3%）の税率により所得税を計算する方法です。

平成21年分以後の所得税の確定申告で

は、申告分離課税を選択した場合、申告した上場株式等に係る配当所得の金額から上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除することができることとなりました。

つまり、上場株式等に係る配当所得と譲渡損失の損益通算が可能となり、配当所得につき源泉徴収された所得税を精算することができるのです。

また、平成22年分からは一定の手続きをとることにより、特定口座内での配当と譲渡損失の損益通算が可能となります。

確定申告不要制度とは、大口株主等が受ける配当を除いては、その配当所得について確定申告自体をしなくてもいいというものです。

いずれの方法を選択するかは各人の任意ですので、上場株式等に係る配当を受け、売買による譲渡損失があるなどの場合にはとるべき選択により税負担が変わってきますので、総合的にとらえ、過大な税負担とならないようにしましょう。

裁判員に支給される旅費、 日当等に対する課税の取扱い

本年5月より開始している裁判員制度ですが、選任された裁判員等に支給される旅費、日当、宿泊料に対する課税は以下のように取り扱われます。

裁判員等に対して支給される旅費、日当等については、その合計額が雑所得に係る総収入金額となり、実際に負担した旅費、宿泊料、その他出頭するのに直接要した費用の額の合計額が雑所得の金額の計算上必要経費に算入されます。

ちなみに、給与を1か所から受けているサラリーマンの方（収入金額が2千万円以下）で給与所得、退職所得以外の各種の所得金額の合計額が20万円以下の場合、もともと確定申告をする必要はありませんので、裁判員等による雑所得等が20万円を超えない限り、従来通り年末調整により課税関係が終了し、あえて確定申告をする必要はありません。

仮決算による中間申告にかかる未払事業所得税

問

本決算において、製造原価のうち申告期限が到来していない事業所得税を未払計上した場合には損金算入が認められていますが、この取扱いは仮決算による中間申告でも適用できますか。

原価算入分の未払計上を認めています。

答

適用できません。事業所得税は給与総額と建物床面積を課税標準としており、費用と収益の対応を考慮し、

仮決算による中間申告は期首から六カ月の期間を一事業年度とみなして所得計算をすることから、本決算同様この期間に対応する事業所得税相当額の未払計上をしたときは、損金算入が認められません。